放送事項（注６）		
基幹放送の業務に用いられる電気通信設備の概要（注７）		
特定役員の氏名又は名称（注８）		
外国人等直接保有議決権割合（注９）		％
欠格事由の有無（注10）	国籍等（法第93条第１項第７号イからハまで）	□ 有　□ 無
	特定役員（同号ニ）（注11）	□ 有　□ 無
	議決権の割合（同号ニ）（注12）	□ 有　□ 無
	処分歴等（同号ヘからルまで）	□ 有　□ 無

注１　法人番号の欄は、法人又は団体の場合に限り、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第２条第15項に規定する法人番号を記載すること。ただし、法人番号が不明の場合は記載を要しない。

注２～注７　［略］

注８　法人又は団体の場合に限つて記載することとし、次に掲げる様式により記載すること。

ふりがな 氏名	住所	役名	担当部門	特定役員への該当の有無	日本の国籍の有無	備考
				□有　□無	□有　□無	

（注１）　株式会社にあつては役員、その他の法人又は団体にあつてはこれに準ずる者について記載すること。ただし、定款に別段の定めがある場合は、その定めに従い記載し、定款を提出すること。

（注２）　特定役員とは、表現の自由享有基準第２条第13号に規定する業務執行役員及び同条第14号に規定する業務執行決定役員をいい、申請者の業務執行決定役員であつて業務執行役員でない者の数の当該申請者の業務執行決定役員の総数に占める割合が３分の１を超えない場合にあつては、業務執行役員をいう。

（注３）　住所の欄は、住民基本台帳に記載された住所の都道府県市区町村（外国に住所を有する者にあつてはこれに準ずるもの）を記載すること。

（注４）　役名の欄は、代表権を有する役員については役名の前に「㊇」の文字を、常勤の役員については役名の後に「(常)」の文字を付記すること。

（注５）　日本の国籍の有無の欄は、特定役員に該当する場合に記載すること。

（注６）　備考の欄は、次の事項を記載すること。

(ｱ)　業務執行決定役員であつて業務執行役員でない者についてはその旨

(ｲ)　予定のものについてはその旨

（注７）　株式会社であるか、その他の法人又は団体であるかにかかわらず、特定役員が日本の国籍を有することを証する書類（例：戸籍抄本、本籍の記載のある住民票又は旅券（有効期間満了前のものに限る。）の写し）を添付すること。法人にあつては、登記事項証明書（登記事項証明書に代表者以外の記載がない者にあつてはこれに準ずる役員の一覧が記載された書類）を添付すること。

放送事項（注５）		
基幹放送の業務に用いられる電気通信設備の概要（注６）		
欠格事由の有無（注７）	国籍等（法第93条第１項第７号イからハまで）	□ 有　□ 無
	特定役員（同号ニ）（注８）	□ 有　□ 無
	議決権の割合（同号ニ）（注９）	□ 有　□ 無
	処分歴等（同号ヘからルまで）	□ 有　□ 無

［新設］

注１～注６　［同左］

［新設］